

【聖籠町】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	住宅	新築・購入	暮らし応援事業補助金	今後10年以上継続して居住する意思のある方が、町内事業者に依頼して新築又は住宅を購入した場合、補助金対象額の10%（限度額100万円）を補助します。（町外事業者に依頼した場合は、補助金算出合計金額の30%を補助） その他に子育て世帯・転入世帯・若者世帯・空き家活用には各2%（限度額各20万円）の加算があります。	産業観光課	0254-27-2111
◎	住宅	リフォーム	暮らし応援事業補助金	町内に住んでいる（住む予定の）住宅を町内事業者に依頼して事業費20万円以上でリフォームする場合、補助金対象額の10%（限度額50万円）を補助します。（町外事業者利用の場合は、補助金算出合計金額の30%を補助） その他に子育て世帯・転入世帯・若者世帯・空き家活用には各2%（限度額各10万円）の加算があります。	産業観光課	0254-27-2111
	住宅	リフォーム	高齢者及び障害者住宅整備費助成事業	要介護（支援）認定者及び身体障害者手帳1級又は2級の障がい者等が居住している住宅の段差解消やトイレ、浴室等の改造等の工事に要する経費の一部を助成します。 ●補助率：生活保護世帯10/10、所得税非課税世帯3/4、その他の世帯1/2 ●補助額：要介護（支援）認定者80万円上限、身体障がい者等100万円上限 ●その他：世帯員の前年分収入額の合計が600万円未満であること	長寿支援課	0254-20-7433
	住宅	空き家バンク等	空き家バンク	町への移住・定住を目的として空き家の利用を希望する方に対して、空き家の売却や賃貸を希望している所有者様から受けた情報を町ホームページ等で紹介しています。	総合政策課	0254-27-2111
	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援補助金	結婚に伴う新生活を支援するため、夫婦共に39歳以下で町に住民登録があり、合計所得400万円未満等の要件を満たす世帯に対し、新婚世帯の住宅の取得若しくは賃借又は引越しに係る費用について、30万円（夫婦共に29歳以下の場合は60万円）を上限に補助します。	総合政策課	0254-27-2111
	結婚・子育て	妊娠・出産	健やか子育て誕生祝金	第1子～第3子は5万円、第4子以降は10万円を支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方が対象です。	子ども教育課	0254-27-2111
	結婚・子育て	妊娠・出産	特定不妊治療費用の助成	令和4年度からの保険適用移行の経過措置として、令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年度内に治療が終了した場合は、費用負担の一部を助成します。	保健福祉課	0254-27-6511
	結婚・子育て	子育て	多子世帯に対する保育園の保育料軽減	町内の認定こども園等（生後2か月～2歳児の乳幼児が入園）の保育料が、第2子は半額、第3子以降は無料です。（※子どもの数は、小学校6年生までの子どもの数で判定します。）	子ども教育課	0254-27-2111
	結婚・子育て	子育て	健やか子育て支援金	第4子以降で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に月額5,000円を支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方が対象です。	子ども教育課	0254-27-2111
	結婚・子育て	子育て	給食費補助事業	町内に住所を有する3歳児から中学3年生までのお子さんが3人以上いる世帯を対象に第3子以降の給食費を助成します。	子ども教育課	0254-27-2111
	結婚・子育て	子育て	育英資金貸与制度	大学等に進学される方を対象に育英資金を貸与します。自宅からの通学者に対しては月額4万円以内、自宅以外からの通学者に対しては月額6万円以内を貸与します。また、一時金として入学年度に限り大学50万円以内、それ以外は30万円以内を限度に貸与します。	子ども教育課	0254-27-2111
	結婚・子育て	子育て	予防接種料助成	妊婦、生後6か月児～高校生までのインフルエンザ、1歳～就学前までの子どものおたふくなど、任意予防接種費用の一部を助成します。	保健福祉課	0254-27-6511

【聖籠町（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成	高校3年生までの子どもに対して、通院、入院にかかる医療費の一部を助成します。（通院で同じ医療機関に月2回以上かかった場合、2回目以降は全額助成）	保健福祉課	0254-27-6511
	結婚・子育て	子育て	新生児聴覚検査費用助成	聴覚検査を受けた新生児の保護者に対して、聴覚検査に要した費用（自費）を6,000円（上限）まで助成します。	保健福祉課	0254-27-6511
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	総合政策課	0254-27-2111
	その他	-	暮らし応援事業補助金	町内在住で住宅と一連した敷地内にある非居住用の建物や建造物を町内事業者が依頼して事業費20万円以上で改修、解体・除去する場合（事業用対象外）、補助金対象額の10%（限度額30万円）を補助します。（町外事業者利用の場合は、補助金算出合計金額の30%を補助）加算なし。	産業観光課	0254-27-2111